



令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）
熊本市バス停ベンチ広告設置及び広告事業運営業務委託契約書（案）

1 委託業務名 令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）
熊本市バス停ベンチ広告設置及び広告事業運営業務委託

2 履行場所 熊本市一円（別紙1参照）

3 履行期間 自 令和7年（2025年）0月00日
至 令和12年（2030年）3月31日

4 広告掲載期間 自 令和7年（2025年）10月1日
至 令和12年（2030年）3月20日

5 広告料の額
（ベンチ1基あたりの平均月額）

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥00,000-）

※なお、以下に示す年度あたりの満額の広告料に対し、広告掲載の実績に応じて別紙2、3を作成し、広告料を納付する。

- （1）令和7年（2025年）10月1日から令和8年（2026年）3月31日までの年額
000000円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額000000円）
- （2）令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの年額
000000円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額000000円）
- （3）令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの年額
000000円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額000000円）
- （4）令和10年（2028年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの年額
000000円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額000000円）
- （5）令和11年（2029年）4月1日から令和12年（2030年）3月20日までの年額
000000円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額000000円）

6 業務内容 仕様書のとおり

7 契約保証金 ¥00,000-（又は免除）

上記委託業務について、委託者 熊本市と受託者_____
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年（2025年）7月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長 大西 一 史

印

受託者 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

(目的)

第1条 本業務は、委託者が設置した別表1のバス停ベンチ（以下、広告媒体）に広告を掲載することで得られる広告料を、ベンチの設置費等に充当することを目的とするものであり、本契約書は、業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 委託者及び受託者はこの契約書及び仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

- 2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符号しないものがあるときは、委託者と受託者が協議して定める。ただし軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者はこの契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行場所)

第4条 受託者が業務を実施する場所及び広告料は別表1に示すとおりとする。

(履行期間)

第5条 契約期間は、契約締結日から令和12年（2030年）3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和7年（2025年）9月30日までは準備期間とし、広告物の掲出可能期間は令和7年（2025年）10月1日から令和12年（2030年）3月20日とする。

- 2 ただし、契約期間満了日の6か月前までに受託者から契約延長の希望があった場合には、第23条第4項の要件を満たしており、かつ令和12年度以降も道路法第32条に基づく道路占用許可の更新が認められた場合に限り最長2年間の延長を可能とする。

(業務の内容)

第6条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 受託者が、民間企業等の広告主を募集し、委託者が所有する広告媒体に広告を掲載する。
- (2) 広告物の維持管理・撤去に要する費用については、受託者が設置する広告から得られる広告料で賄い、さらにその広告料の一部を委託者へ納付するもの。
- (3) 業務報告書の作成
- (4) その他仕様書に定める業務

(委託料)

第7条 本業務に係る委託料は、金〇円とし、維持管理、原状回復にかかわる費用は第23条の広告料で賄うものとする。

(業務の実施及び協議)

第8条 受託者は業務の実施について、あらかじめ委託者と協議するものとする。なお、受託者は仕様内容の変更等、業務内容を変更する場合は、事前に必ず委託者と協議し承認を得るものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 受託者はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括委託の禁止)

第10条 受託者はこの契約に基づく業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、又は委任してはならない。

- 2 受託者はこの契約に基づく業務の一部を第三者に委託し又は委任しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第11条 受託者（前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(管理責任者)

第12条 受託者は業務の履行について管理を行う管理責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者はこの契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、広告料の変更、履行期間の変更、第13条1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(管理責任者等に関する措置請求)

第13条 委託者は受託者の管理責任者、使用人若しくは作業員又は第10条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき、著しく不相当と認められるときは、その事由を明示して、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(監督員)

第14条 委託者は監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員はこの契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の履行について、受託者又は第12条の規定による受託者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 仕様書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認

(3) 仕様書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握

3 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(履行報告)

第15条 受託者は仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(仕様書不適合の場合の補正義務)

第16条 受託者の業務の履行が仕様書に適合しない場合において、監督員がその補正を要求したとき受託者はこれに従わなければならない。この場合において、受託者は広告料の変更又は履行期間の延長を求めることができない。

(仕様書等の変更)

第17条 委託者は必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは広告料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の変更、中止)

第18条 委託者は、広告媒体を使用できなくなる時期が明らかになったときには、遅滞なくその時期を受託者に通知するとともに、スケジュールの概要等について受託者に情報提供するよう努めるものとする。

2 前項の他、大規模災害等、受託者の責によらない事由により業務の円滑な実施が困難となった場合は、対応を委託者・受託者で協議するものとする。

(受託者の請求による遅行期間の延長)

第19条 受託者はその責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(履行期間の変更方法)

第20条 履行期間の変更については委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には委託者が定め受託者に通知する。

(広告料の変更方法)

第21条 広告料の変更については委託者と受託者が協議して定める。ただし協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め受託者に通知する。

(各種許可申請等に係る手数料)

第22条 受託者は仕様書に基づき広告を掲載するときは、仕様書で定める関係部署等に各種許可申請等を提出し、承認を得る必要がある。

2 受託者は前項に定める許可等を受けるにあたり、熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例（平成7年条例第74号）及び熊本県手数料条例（平成12年条例第9号）に基

づく手数料を委託者に納付しなければならない。

(広告料)

第23条 受託者が委託者に納付する広告料は、委託者が指定する日までに広告収入の実績に基づき委託者が発行する納付通知書により納付するものとする。

2 広告料は、以下の期日までに納付すること。

(1) 令和7年度分 令和8年4月30日

(2) 令和8年度以降 上半期分 当該年度の10月31日

下半期分 当該次年度の4月30日

3 受託者は広告料納付期限の前月の20日までに、広告掲載による広告収入の実績を別紙2、3により委託者へ報告するものとする。

4 受託者は令和8年度の上半期から令和11年度の上半期において、各半期における月ごとの広告を掲載したベンチの基数の平均が、本業務における広告掲載対象ベンチ(計41基)の6割以上となるよう努めるものとする。

5 受託者が委託者に指定日までに広告料を支払わない場合、委託者は受託者に対して、指定日の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延損害金を徴収するものとする。

(1) 遅延損害金の利率は、指定日の翌日から納入した日までの期間について、年3%(法定利率)とする。ただし、法定利率が変更された場合には、変更後の法定利率を適用すること。

(2) 遅延損害金の計算は、以下の式に基づいておこなうもの。

$$\text{遅延損害金} = \text{未払い金額} \times 0.03 (\text{法定利率}) \times \text{遅延日数} \div 365$$

(3) 遅延損害金に1円未満の端数を生じた時には、これを切り捨てるものとする。

6 広告掲載に係る費用は全て受託者の負担とする。

7 既納の広告料は還付しない。ただし、受託者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止若しくは中断、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

8 広告掲載期間中に、委託者が広告媒体の撤去・移設が必要であると判断し、広告物の撤去が必要である場合は速やかに撤去を行うこと。なお、ベンチの撤去・移設が生じたことで、バス停ベンチの広告が掲載できない期間が30日以上生じた場合には、掲載を中止した日数に相当する金額を還付できるものとする。なお、1日あたりの金額は、広告料(ベンチ1基あたりの月額)から算出した当該ベンチ1基あたりの日額(1円未満切捨て)とする。

(契約の保証)

第24条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる

担保措置をとることができる。

- (1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証

- 3 受託者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受託者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- 4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約単価にベンチ数量を乗じて得た額の合計の10分の1以上としなければならない。
- 5 広告料の変更があった場合には、保証の額が変更後の広告料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 受託者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第36条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものではない。
- 7 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、委託者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（広告主及び広告内容の審査）

第25条 受託者は掲載する広告の内容について、事前に熊本市が定める広告掲載基準等に基づき委託者の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載できない。よって受託者は広告主にその旨の説明を充分に実施し理解を得た上で契約を進めていくものとする。尚、審査の結果承認を得られなかったことに起因して生じた損害に対し、委託者はその責を負わない。

- 2 受託者は第1項に定める審査を受けるため、掲載する広告のデザイン等必要な資料を委託者の指定する日までに委託者に提出するものとする。
- 3 委託者及び受託者は広告主及び広告内容について、公共性、美観、利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の修正)

第26条 委託者は広告の内容が市で掲載する広告としてふさわしくないと、委託者が合理的な理由により判断したときは、いつでも受託者に対して広告の内容の修正を求めることができ、受託者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は受託者が負担する。

(広告内容の変更)

第27条 受託者は広告の内容を変更するときは、事前に委託者と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第28条 受託者は広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は受託者が負うものとし、委託者は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容に係る財産権の全てにつき、合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 委託者に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受託者の責任及び負担において解決するものとし、委託者は責任及び負担を負わないものとする。

(受託者と広告主との契約)

第29条 受託者は広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等(手数料)を受領できる。

2 受託者は、合理的かつ公正な基準に基づき広告料を設定し、法外な価格設定を行わないものとする。

3 受託者が、広告の掲出を希望する者に対して提示するベンチ1基あたりの広告掲載に係る広告料の設定は、以下のとおりとする。

＜受託者が広告の掲出を希望する者に対して提示するベンチ1基あたりの広告料の上限＞

③広告料 = ①市に納入する金額 + ②(③広告料×10分の3)

①：市に納入するベンチ1基あたりの広告料

②：受託者が受領するベンチ1基あたりの報酬等(手数料)

4 委託者は前項の広告料を確認するために受託者に資料の提示を求める場合がある。

(広告物の掲載作業等)

第30条 広告物及び広告物の掲載作業にかかる費用は受託者が負担するものとする。

(広告物掲載にあたっての留意事項)

第31条 受託者は広告物の設置にあたっては、仕様書で定める位置に設置をしなければならない。

- 2 受託者は広告物の脱落及び破損等により、ベンチ利用者等に危険を生じさせることのないよう注意しなければならない。
- 3 受託者は、広告物を原因とした事故に対し、ベンチ利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、受託者の責任及び負担にて解決するものとし、委託者は責任及び負担を負わないものとする。また、広告物を原因とした事故等で委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- 4 委託者は受託者に対して、第1項及び第2項の留意事項について助言又は指導を行うことができ、受託者はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は受託者が負担する。
- 5 受託者は私有地内に掲出する広告物について、私有地の地権者等に広告の内容に関して承認を得て掲出すること。

(広告物の維持管理等)

第32条 受託者は、掲載した広告物の維持管理を行うものとし、広告物の状態を良好に保つこと。特に、広告物の破損・色落ち等により、ベンチ利用者等に危険及び支障を生じさせることのないようにすること。

- 2 委託者は、受託者に対して、広告物の維持管理について助言又は指導を行うことができることとし、受託者は、原則としてその助言及び指導に従うものとする。
- 3 受託者は、定期的に広告物の点検を行い、異常がないかを確認すること。なお、異常を発見した場合の復旧対応については、次条で定める。
- 4 受託者は、1年に1回以上、安全点検資格者(1・2級建築士、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習会修了、広告物点検士)が掲載している全ての広告物の点検を行い、安全点検結果報告書及び点検写真(点検状況写真・広告物全景・ネジ留め箇所・広告物端部状況等)を委託者に提出すること。なお、点検の実施時期については、業務計画書に明記すること。
- 5 広告物の製作・設置・移設・撤去に係る費用は受託者の負担とする。
- 6 受託者は、広告掲出期間において、広告物を起因とした事故等が発生した場合、自己で対応すること。そのため、受託者は賠償責任保険に加入すること。
- 7 広告板は屋外広告物許可において3年毎の更新が必要であり、有資格者による安全点検結果報告の義務がある。安全点検を行う有資格者、受託者及び委託者確認のもと、許可の更新時に広告板に割れ、色落ち、損傷等の著しい劣化が確認できない場合に限り、委託者の承諾を得た上で継続して使用できるものとする。

(広告物の復旧等)

第33条 受託者は設置した広告物が毀損又は破損等したときは、ベンチを安全に利用できる状態となるよう速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

- 2 委託者は広告物の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに受託者に対し通報しなければならない。
- 3 第1項に定める復旧等にかかる経費は受託者が負担する。

(広告物の一時撤去)

第34条 委託者は次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受託者に広告物の一時撤去を指示することができ、受託者はこの指示に従わなければならない。

- (1) 委託者の指定する期日までに広告料の納付がないとき。
 - (2) 第26条第1項による広告内容の修正を受託者が行わないとき。
 - (3) 第31条第4項及び第32条第2項の委託者の助言又は指導等に受託者が従わないとき。
 - (4) その他、広告の掲載を継続することが、社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると委託者が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去の理由となった問題が解消されたと委託者が認めるとき、受託者は広告掲載を再開することができる。
 - 3 第1項の一時撤去、並びに前項の再開に関する費用は受託者が負担する。
 - 4 第1項の指示があつたにも関わらず、一時撤去に必要な相当期間内に受託者が一時撤去を行わないときは、委託者は受託者の承諾を得ることなく広告物を自ら一時撤去することができる。
 - 5 前項において要した費用は受託者が負担するものとともに、委託者は一時撤去によって生じた受託者の損害の賠償を行わない。
 - 6 本条に基づき一時撤去が行われた場合で、広告料が納付済の場合は、委託者は当該期間中の納付済広告料を違約金とみなし、受託者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(委託者の解除権)

第35条 委託者は、受託者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、民法第542条に定めるもののほか、受託者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第22条の各種許可等を得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令又は本契約に違反したとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受託者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 受託者が破産手続きの申立て、更正手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状況が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 第36条の規定によらないで受託者が本契約の解除を申し出たときで、委託者が契約の解除が相当であると認めるとき。
- (7) 業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手せず、履行期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (8) 第9条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
- (9) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (10) 第36条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。
- (12) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
- (13) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。
- (14) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。
- (15) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (16) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第37条において同じ。)が暴

力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(17) その他前各号に準ずる事由があるとき。

3 委託者は前項各号に規定する場合のほか、行政目的等によりやむを得ず本契約を解除する必要があるときは、受託者との協議により本契約を解除することができる。

4 本条の規定により本契約が解除された場合において、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、委託者は納付済み広告料を違約金とし受託者に返還しない。

5 前項の違約金は損害賠償の一部としない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、広告料の10分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 前条の規定による契約の解除によって、受託者に損害が生じた場合において、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、委託者は、その損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える部分について受託者に対し損害賠償を請求することを妨げない。
- 5 第1項の場合において、第24条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第37条 委託者は、第35条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

(その他の解除権)

第38条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第35条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の広告料相当額を上限とする。
- 3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(受託者の解除権)

第39条 受託者は委託者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により委託者に催告したうえ本契約を解除できる。

(1) 委託者が本契約に違反したとき。

(2) 本契約の履行に関し委託者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を委託者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の広告料相当額を上限とする。

(解除に伴う撤去)

第40条 受託者は本契約が解除されたときは、自己の負担により遅延なく広告物の撤去を行わなければならない。

(一時撤去、解除に伴う広告主への補償等)

第41条 受託者は第34条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去が行われた場合、又は第35条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第42条 受託者は第22条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第26条第1項により修正を行った場合、第31条第4項及び第32条第2項による助言若しくは指導に従った場合、第34条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去がなされた場合、又は第35条第1項による解除がされた場合は、委託者に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 委託者は本契約の履行に関して、委託者の責めに帰すべき事由により受託者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 受託者は本契約の履行に関して、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、委託者受託者協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第43条 本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が委託者の責めに帰すべき事由により生じたときは、委託者が自らの責任

と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が受託者の責めに帰すべき事由により生じたときは、受託者が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、委託者受託者協議してその責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第44条 受託者は広告物に係る設置許可の期間満了又は許可の取り消し等により広告物を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。なお、受託者は、本契約が終了する10日前までに、速やかに広告物の撤去を行い、原状回復すること。

2 前項の作業に係る費用は受託者が負担する。

(著作権等)

第45条 受託者は本契約に基づく業務を実施するに際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 委託者が、本契約に基づき、設置されている広告物を行政目的のために、委託者が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、受託者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第46条 本契約に関する訴訟は、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各々記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

熊本市長 大西 一 史

受託者